

危険物に該当する商品を多数陳列していませんか？



火気厳禁
第1石油類
危険物等級II

消毒用アルコール、パーツクリーナーなどのスプレー缶、オイル類、塗料缶、接着剤などの中には、消防法上の**危険物**に該当するものがあります。

危険物に該当する物には、「第〇石油類」や「アルコール類」等の品名表示や「危険物の数量」の記載がされています。

危険物に該当する消毒用アルコールとは？



アルコール濃度が※**60% (重量%) 以上**の製品は危険物に該当します。
また、貯蔵量の合計が**80L 以上**から、**少量危険物施設**で貯蔵する必要があるため**売場での陳列・販売はできません**。貯蔵量の合計が**400L (指定数量) 以上**となる場合は、危険物許可施設以外で貯蔵することはできません。

※「内容量の重さ 100g」の消毒用アルコールに、成分表示が「エタノール 80g」と記載されている場合のアルコール濃度 (重量%) は、 $(80/100) \times 100 = 80\%$ となり、危険物に該当します。

指定数量とは？

危険性に応じて定められた数量のことをいい、危険性の高いものほど少量から規制の対象となります。

種別	品名	物品の例	指定数量
第4類	第1石油類	ガソリン、塗料、有機溶剤 (シンナー)、有機溶剤 (アセトン)	200L
	アルコール類	消毒用アルコール (エタノール)、アルコール度数 67% 以上の酒	400L
	第2石油類	灯油、軽油、塗料、農薬	1,000L
	第3石油類	重油、オートマオイル、切削油、塗料、廃油、農薬	2,000L
	第4石油類	エンジンオイル、ギアオイル	6,000L

品名が異なる危険物を貯蔵する場合は？

ガソリン、アルコール、潤滑油等品名が異なる危険物を同一売場で陳列・販売する場合は、それぞれの品名ごとの**指定数量の倍数**を算出して合計した数値を求めます。売場に陳列販売するためには、この数値を**0.2 未満**にする必要があります。

$$\frac{A \text{ の取扱量 }}{A \text{ の指定数量 }} + \frac{B \text{ の取扱量 }}{B \text{ の指定数量 }} + \frac{C \text{ の取扱量 }}{C \text{ の指定数量 }} = \text{指定数量の倍数}$$

★指定数量の倍数 計算例★

消毒用アルコール	1L×40 本=40L	$40L \div 400L \text{ (指定数量)} = 0.1$
ホワイต์ガソリン	4L× 5 缶=20L	$20L \div 200L \text{ (指定数量)} = 0.1$
塗料 (第2石油類の場合)	1L×10 缶=10L	$10L \div 1,000L \text{ (指定数量)} = 0.01$
この売場の指定数量の倍数は、 $0.1 \text{ 倍} + 0.1 \text{ 倍} + 0.01 \text{ 倍} = 0.21 \text{ 倍} \rightarrow \times$		

同一店舗内の複数個所で陳列・販売する場合の算出方法

防火上有効な区画が形成されている場所ごとに、指定数量の倍数を算出します。防火上有効な区画とは、火災の際に自動的にシャッターが下りて区画される空間のことを指します。



在庫をバックヤードで保管するには？

指定数量の倍数が**0.2以上**となる量を保管する場合は、火災予防条例に規定する位置、構造及び設備の技術上の基準に適合した倉庫等が必要となります。

★屋内保管の例★

- ・壁、柱、床及び天井は不燃材であること。
- ・窓及び出入口には、防火戸を設けること。
- ・床は、危険物が浸透しない構造で傾斜をつけ、かつためますを設けること。
- ・可燃性蒸気を屋外の高所に排出する設備を設けること。



指定数量以上の危険物を取り扱っている場合は？

建物内において危険物に該当する商品が指定数量以上貯蔵、販売されている場合は、消防法令に基づき**命令**を行う場合があります。

命令を行った場合は、建物の出入口付近に**標識を設置**したり、消防本部のHPにおいて建物名称や代表者などの氏名の**公表**を行います。

売場、倉庫なども含めて危険物に該当する商品について、適正な維持管理をお願いします。

